

F C岐阜スクール規約

第1条 名称

本規約の対象となるスクールは、「F C岐阜サッカースクール」（以下、「本スクール」）と称する。

第2条 所在

本スクールは、岐阜県に本部を置く。

第3条 管理および運営

本スクールは、株式会社岐阜フットボールクラブ（以下、「会社」）がその管理および運営を行う。

第4条 活動場所

本スクールは、（柳津校）岐阜聖徳学園大学附属小学校、（選抜クラス）岐阜県フットボールセンター、（高山校）飛騨高山ビッグアリーナ、（大垣校）大垣女子短期大学、（本巣校）フットサルアリーナ本巣、（鷺山校）鷺山小学校、（郡上校）郡上市総合スポーツセンター、（各務原校）コバンフットサルクラブ各務原に拠点を配置する（平成31年4月1日現在）。

第5条 目的

本スクールは、スポーツ・サッカーを通じて「仲間をつくる」「ルールを守る」「仲間と協力する」ことを学び、幼少期の発育発達段階に応じたトレーニングメニューで、体を動かす楽しさを体験することを目的とする。

第6条 期間

本スクールの開校期間は4月1日より翌年の3月31日までの期間とする。

第7条 入会資格

本スクールに入会するものは、次の条件を備えていなければならない。

- ①本スクールの趣旨に賛同すること。
- ②スポーツを行うに適した健康状態であること。

第8条 入会手続

本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申し込むこととする。

第9条 入会金

入会金は会社が別に定める金額とし、納入された入会金はいかなる事由があっても返金しない。年度途中であっても納入しなければならない。

第10条 年会費

入会・継続をされる際に納入しなければならない。但し、継続者は半額とする。（**大人スクール対象外**）年度途中であっても納入しなければならない。休会中に年度をまたぐ場合であっても納入しなければならない。スポーツ傷害保険、事務手数料含む。※兄妹・姉妹（**家族**）で入会・継続された場合は、1名分の年会費が3,000円割引となる。

第11条 月会費

本スクールの会員（以下、「会員」）は、会社が別に定める**月会費を所定の方法にて納入**しなければならない。月会費は翌月分を毎月27日（休日の場合は翌営業日）に引き落としする。口座引き落としの登録が間に合わない場合は、登録完了後に複数月分を引き落とす。

月会費は各会場で年間回数が設定されており、年間回数を12ヶ月で割っているため活動のない8月も引き落としする。（大人スクール対象外）

第12条 ≪会費の不返納≫

一旦納入した入会金、年会費および月会費は、入会不許可の場合を除き原則としてこれを返金しない。

第13条 ≪会費滞納≫

会員が会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、また退会させることができる。**2か月未納の場合、活動参加を認めない。直ちに支払いを命じることとする。**

第14条 練習回数

(1)本スクールの練習活動日・期間については、別に定めるスケジュールによる。

(2)やむを得ない事由が発生した場合は、定められた練習の活動日・時間・回数・会場を変更または中止するものとし、その場合は事前に会員へ通知する。いかなる事由があっても返金しない。

第15条 指導内容

本スクールは、個別の具体的な練習指導法は各コーチが決定する。

第16条 変更事項

会員は住所、連絡先等の入会申込書記載事項に変更や他スクールに転校する場合は所定の変更届にて速やかに会社へ届け出るものとする。

第17条 休会

(1)休会とは、怪我もしくはやむを得ない事由により、引き続き1ヶ月以上を休む場合をいう。

(2)休会する会員は、希望する月の**前月10日までに所定の休会届**にて速やかに会社へ届け出なければならない。**ただし、年度末は3月10日ではなく2月末までとする。**期限を過ぎた場合はいかなる事由があっても返金しない。

(3)休会から復帰をする場合は、電話またはメールにて事前に連絡しなければならない。

第18条 退会

退会する会員は、退会を希望する月の**当月10日までに所定の退会届**にて速やかに会社へ届け出なければならない。**ただし、年度末は3月10日ではなく2月末までとする。**期限を過ぎた場合はいかなる事由があっても返金しない。

退会後は、速やかに会員証を返納しなければならない。

第19条 会員心得

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- ①コーチの指示に従い、チームワークを守り、明るく、楽しく、元氣よく行動すること。
- ②本スクールの目的に沿うよう努力すること。
- ③フェアプレー精神で全ての人や物をリスペクト（大切に思う）の気持ちを忘れない。

第20条 除名

本規約を違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくないと判断したのに対して本スクールは除名することができる。

第21条 事故の責任

(1)会員は本スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、盗難、傷害等の事故が起こっても施設管理者、本スクールコーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(2)また、会員は、本スクールで使用する施設内で、他の会員または第三者ならびに会社に傷害を与えた場合は速やかにその損害を賠償する。

第22条 細則等

本規約に定めのない事項および運営上必要な事項は、別途細則等で会社が定めるものとする。

第23条 規約の改定および効力

会社は、必要に応じて本規約を改定します。会員は本規約の改定がすべての会員にその効力がおよぶことをあらかじめ承認するものとする。

第24条 施行

本規約は、平成20年4月1日より施行する。

附則

平成21年4月1日 一部改正 / 平成22年4月1日 一部改正 / 平成23年4月1日 一部改正 / 平成26年4月1日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正 / 平成28年4月1日 一部改正 / 平成29年4月1日 一部改正 / 平成31年4月1日 一部改正

令和2年2月1日 一部改正 / 令和4年4月1日

【写真の取扱い】

スクール運営に伴いホームページ等にスクール生の写真を使用、公開する場合がありますので、ご了承ください。